

事務連絡
令和3年6月29日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 御中

(一社)住宅生産団体連合会 御中

(一社)住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
国土交通省住宅局住宅生産課

建設工事を実施する上での石綿の取扱いについて

平素は、建設行政の推進にあたり、ご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、第204回国会にて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立しました。石綿に関して、このような被害を二度と生じさせてはならないとの認識のもと、貴団体会員各位に対し石綿の適正な取扱いに万全を期すよう、周知に御協力をお願いいたします。

なお、石綿の取扱いについては、既に御存じのとおり大気汚染防止法及び労働安全衛生法（石綿障害予防規則）等に規定されているところです。環境省及び厚生労働省では、令和2年の同法令・同規則の改正等を受けホームページの充実が図られています。別紙のとおり、その概要を紹介いたしますので、詳しくは、それぞれのホームページを御活用ください。

問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 兼重
TEL 03-5253-8111（内線 24-733）

[環境省] [石綿（アスベスト）問題への取組](#)**[建物を壊すときにはどうしたら良いの？](#)**<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>**<主な内容>**

- (1) 建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿（アスベスト）の使用の有無を調査する必要があります。・・・(以下省略)・・・
 - ・現場におけるアスベスト建材の識別資料「目で見えるアスベスト建材」(国土交通省HP)
 - ・石綿（アスベスト）含有建材データベースについて（財団法人建材試験センターHP）
 - ・建材中の石綿含有率の分析関係情報（厚生労働省HP）

- (2) 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法に基づき、石綿の除去等に係る一連の作業を開始する14日前までに、都道府県等に届出を行い・・・(以下省略)・・・

■石綿の飛散防止対策（以下抜粋）

- ・大気環境中への石綿飛散防止対策について（届出や作業基準について解説）
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- ・令和2年大気汚染防止法改正チラシ、リーフレット
- ・一般向け建築物のアスベスト対策パンフレット「建築物のアスベスト対策」(国土交通省HP)
- ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル
- ・建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン

■令和2年大気汚染防止法改正関係情報**(省略)****■関係法令・資料**

- ・労働安全衛生法・石綿障害予防規則関係（厚生労働省HP）
- ・アスベスト廃棄物の処理等について（廃棄物処理法関係）
- ・建築基準法による石綿規制の概要（国土交通省HP 建築基準法関係）
- ・アスベストをはじめとする建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（国土交通省HP 建設リサイクル法関係）
- ・廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル

また地域によって独自の規制がある場合がありますので、都道府県等の窓口にご相談してください。

大気汚染防止法に関する届出窓口、問い合わせ先

[厚生労働省] [石綿総合情報ポータルサイト](https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

<主な構成>

■ トップ

- ・ 石綿則の改正ポイント
- ・ 早めの対策をお願いします（各種規制の施行開始スケジュールについて）
- ・ 1分で分かる石綿則の改正ポイント
- ・ 全国各地で講習会を実施しています
- ・ お知らせ

事業者の皆様へ

- 解体・改修工事を発注するみなさまへ
- 工事の元請業者のみなさまへ
- 改修・リフォーム業者のみなさまへ
- 解体業者のみなさまへ

作業に従事するみなさまへ

一般のみなさまへ

- 工事現場の近隣にお住まいのみなさまへ
- お住まいの解体・改修をご検討のみなさまへ

■ 石綿とは

■ 配布物のご案内

ポスター、リーフレット、カード

■ 補助金制度について